

日本の大学に職業教育はどう定着するか？

秋永 雄一

「制度」の説明に青木昌彦氏がよく用いていた例がある。税関吏に賄賂を渡せば法で禁止されている麻薬も容易に密輸入できるようなことが常態化しているとき、死文化した麻薬禁止法ではなく、麻薬の蔓延という事実を「制度」とみなす考えもあり得るはずだ。この視点から氏は、人々が「あたりまえ」のこととして受け入れてきた考え方（共通了解）が別の「あたりまえ」に取って代わったとき、制度が変化し新たな制度が定着した、ととらえる。この考え方に沿って見たとき、2019年度に新設される専門職大学は大学制度全体にどのような影響を及ぼし、どのようなかたちで定着する可能性があるのだろうか？

「大学が学術の教育と研究の場」であることは、これまで長いあいだの人々の共通了解であった。職業教育という視点がほとんど抜け落ちていたことは間違いない。とくに学士課程段階での教育は、医師や学校教員など、資格取得を入職の条件とする職業を除けば、特定の職業に就く人材の養成を目的に掲げる職業教育は行われてこなかった。大学院も、専門職大学院が設けられるまでは、学術研究者の養成にほぼ限定されていた。

新設される専門職大学は、改正学校教育法（2019年4月1日施行）「第9章 大学」冒頭の第83条のあとに新設された「第83条の2」で、「前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするもの」と位置づけられている。第83条は学部、大学院、研究所なども包摂する、より上位の「大学」の目的を記した、いわば総則にあたる条文である。専門職大学は大学全体の目的に関わる部分で法制度上の位置を与えられたことになる（ちなみに「専門職大学院」は、第97条「大学には、大学院を置くことができる」を承けた第99条で定められ

ている）。ここで気になるのは、第83条冒頭の「大学は、学術の中心として、広く知識を授ける」という文言が専門職大学にも適用されるのかどうか、という点である。法解釈に疎い筆者には判断しかねるが、もし適用されないのであれば、日本で初めて「学術」という文言に制約されない大学が誕生することになるだろう。

2016年5月の中教審答申では、既存の大学も一部の学部や学科を転換させることによって実践的な職業教育を目的とする専攻の開設を促す提言も行われている。この提言がどのように具体化されるかも気になる。「アカデミックな教育」と「実践的な教育」を対立的にとらえ、特定の学問分野を役に立たないものとして槍玉に挙げる類の意見が政界の一部に強く見られるからである。この種の主張が大学の在り方に関する「新たな共通了解」として定着し、既存の制度が有している大学の優れた特質を突き崩してしまう危険性もないわけではない。

冒頭で触れた青木昌彦氏は、同じ小文（「制度とは何か、どう変わるか、そして日本は？」（2002））の中で、日本の産学連携への安易な議論の流れを批判しつつ、アメリカの産学連携における大学の立ち位置について触れた部分で次のように述べている。「アメリカの産学連携において革新的な役割を果たしたMITやスタンフォード大学などをみると、大学と産業がそれぞれ固有の『アイデンティティ』を維持することをその基本的思想としていることがわかる」。

この「思想」が日本の大学における職業教育の在り方に関する「新たな共通了解」として定着するかどうか、これが制度改正の成否を握るポイントとなるだろう。

（あきなが・ゆういち 放送大学客員教授）